議案第42號

起債について

左記の通り起債するものとする

記

一 起債金額　一金貳百萬圓也

一 起債目的　昭和二五・二六年災害復旧耕地事業

一 借入先　郵政省簡易保険局

一 借入利率　年（分以内

一 借入時期　昭和三十年度但し工事又は賦政の都合により起債の全部又は一部を繰越して借入れることができる。

一 償還の方法　昭和三十年度より五年以内据置き爾后拾五年以内に毎年二回元利均等償還により償還するものとする。但し賦政の都合により繰上償還をし又は償還年限を短縮に若しくは低利債に借換えることができる。

一 償還財源　昭和三十年三月十二日提出の税收その他一般財源

昭和三十年三月十二日議決

三朝町長　坂出雅

三朝町議会議長　天野康

原案可決

鳥取県東伯郡三朝町議会議長印

鳥取県東伯郡三朝町長印